

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十一号

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例

広島県議会委員会条例（昭和三十四年広島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 生活福祉保健委員会 (略)</p> <p>環境県民局、健康福祉局及び危機管理監の所管に属する事項（環境県民局の所管に属する事項のうち学事及び宗教法人に係るものを除く。）</p> <p>三 一六 (略)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 生活福祉保健委員会 (略)</p> <p>環境県民局、健康福祉局、危機管理監及び病院事業局の所管に属する事項（環境県民局の所管に属する事項のうち学事及び宗教法人に係るものを除く。）</p> <p>三 一六 (略)</p>

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。